

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理したが、事件本人に通知することが困難なので、同条第 4 項の規定により公示します。

平成 17 年 2 月 28 日

京都市下京区長 岡本 晋

- 1 住民票上の氏名 片寄 晴男
- 2 住民票上の住所 京都市下京区塩小路通堀川西入志水町 134 番
地
- 3 職権処理の内容 実態調査に基づく職権消除

(下京区役所区民部市民窓口課)